

別記様式第九号（第十八条関係）



備考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

(1) 〇〇〇〇の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。

(2) 大きさは10センチメートル以上、太さは1センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。